

淀川流域委員会  
芦田 和男 委員長 様

前略

三重県桑名市の新興住宅地に住む住人です。河川に携わった仕事をしています。仕事の関係上、上野市に単身赴任しています。

淀川流域委員会の提言を読んで「どうも違うな」と云う感が拭えませんが、一個人の意見として別添の意見書を送付します。どうぞよろしくお願ひします。

蓮々

平成14年12月12日(木)

にしより  
西依忠之(45歳)

淀川流域委員会の提言「新たな河川整備をめざして」に対する意見  
「造園(庭造り)の哲学を川造りに」

三重県桑名市住人

西依忠之

1. この提言の哲学は、「淀川の自然生態系の保全・回復」を第一義として淀川水系を河川本来のあるべき姿に戻すべきだと云うところにあると考えますが、私は、主として次の3点について疑問を持ちましたので、意見を述べさせていただきます。
  - (1) 一点目は、川は様々な面で人間の生業と密接な関わりがあり、人間の生業を支える社会基盤の一つであるはずなのに、この提言では、「自然生態系の保全と回復」と云う理念を他の全ての人間の川に対する様々な期待に優るものとして捉え、あたかも、川は人間社会とは別途独立した世界を流れるものとして、「本来、人間は触るべからずのもの」として捉えている点です。
    - ① これは本当に正しい捉え方でしょうか。人間が川に対して歴史的に様々な取り組みをし、川を様々な利用してきた結果、現在の我々の生活、社会及び文化が成立しているのです。にもかかわらず、この提言では、そういった人間と川との歴史を「自然生態系の保全・回復」と云う言葉で一刀両断に切り捨てています。
    - ② 確かに、川に限らず自然生態系の保全・回復及び自然環境の保全は地球温暖化防止対策も含め、その必要性が求められているところであり、地球環境規模で各々の国において取り組んでいく必要があると考えますが、個別具体の議論として、川を対象とした場合に、委員の皆様には、「自然生態系の保全と回復」と云う理念は人間の川に対する様々な期待の一つであると云う視点が欠けているのではないのでしょうか。どうも、この提言は自然保護論の教条主義的な価値観の押し付けと云う感がぬぐえません。
  - (2) 二点目は、この提言には「河川本来の姿」と云う言葉が多々出てきますが、いったい、「河川本来の姿」とはなんぞや、と云うことです。「河川本来の姿」と云うのはテーゼ(命題)であって、テーゼに戻せなんていう提言が有り得るかと云うことです。委員の皆様が考えられている「河川本来の姿」とはどのような河川でしょうか。京都の寺院には素晴らしい庭がたくさん造られています。私は川についてもある意味では造園の哲学と同様に人間が造っていくものだと考えます。
    - ① なぜなら、人間は河川に対し様々な期待をしています、その期待を調整し、具現化して行くのが川造りではないかと考えるからです。その期待は流域毎に異なっているでしょうし、地域、地域で異なる場合もあるでしょう。また、川の上流域、中流域、下流域でも異なっているでしょうし、歴史的にも時代、時代で異なっていたでしょう。更に、人間一人一人の生活の基盤、生業によっても異なっているでしょう。また、その期待というのは明確に意識された期待もあるし、潜在的な期待もあるはず。勿論、流域を問わず、地域を問わず、時代を問わず、人間の生業

を問わず普遍的な期待もあるはずです。

- ② 人間社会は川に対し、生活や生業の様々な局面で依存していて、歴史的にも、川を治め、様々な川を利用して、つまり人間の期待を川に具現化して人間の生活が成り立ってきているはずですが、にも拘わらず、この提言は、そういった先人の、そして現代の人間の生活のあり方、生活の成り立ちを否定するかのごとく、あたかも、川に対し「いたずらをしてきた」と云うことを強調し、自然生態系の保全・回復が何よりも優先すると云うことを全面に出しています。
- ③ 果たしてそうなのでしょうか。確かに、自然生態系の保全・回復は大事なことで、それを求める期待も非常に高いと思いますが、川に対しては様々な期待があり、「場」の違いにより、他の期待との優先度が異なるはずですが、自然生態系の保全・回復を求めるのも、川に対する様々な期待の「一つ」として捉えるべきではないでしょうか。過去、自然生態系をどちらかと云うと軽視して河川開発、整備を進めてきた面があるので、他の期待との調整を図り、自然生態系に配慮した河川整備を進めよう、と云うのであれば、賛同できますが、あるいは、流域のこのエリアは自然生態系の保全・回復のために人間が手を付けないエリアとして後世に残すと云うような「場」の分化(ゾーン分け)をしていくと云うことであれば、賛同できますが、上流から下流まで河川本来の姿に戻せ、河川の自然生態系の保全・回復が全てに優るものだと云う捉え方は、あまりにも現実から遊離していて極論に走り過ぎているとしか思えません。
- ④ 川に対して人間は、古来より農業に携わる者は農業用水としての期待、鉄道や車が発達する前までは上下流を繋ぐ舟運として、運搬路として、道としての期待、大正時代以降には電力を生み出す水力の場として期待、都市生活者は生活用水としての期待、産業界は工業用水としての期待、都会では憩いの場、癒しの場としての期待、自然環境を求める場としての期待、水生生物の生息の場としての期待、景観、景勝の場としての期待、公園としての期待、漁業者は漁業の場としての期待、釣り好きな人には遊漁の場としての期待、屋形船を浮かべて川の風情を楽しむ期待、子ども達の自然学習の場としての期待、水泳や水遊びの場としての期待、キャンプやレジャーの場としての期待、カヌーやラフティングを楽しむ場としての期待、野球やサッカーが思い切りできる球技の場としての期待、生活排水の排水の場としての期待、用悪水の排水の場としての期待、レガッタの場としての期待、プレジャーボートの場としての期待、ウィンドサーフィンの場としての期待、鳥類の生息の場としての期待、バードウォッチングの場としての期待、あるいは研究者の方には生態学の研究の場としての期待、養殖業者には養殖場としての期待、そして、洪水が起きないことへの期待等々、人間はありとあらゆる様々な期待を各々の「生業」と密接に関連し、川に対して求めているわけがあります。それは湖に対しても同様に色々な期待があるはずですが。
- ⑤ 問題は、このような様々な期待を如何に調整し、具現化し、素晴らしい川を造っ

ていくかと云うことではないでしょうか。提言は、そういった努力を飛び抜けて「河川本来の姿」に戻せとして、上流から下流まで全てにわたって、人間の手を極力入れずに自然生態系の保全・回復を第一として図っていくことを提唱されていますが、乱暴な理論であると考えます。緒言には「多様な価値の復活に向けて」とされていますが、この緒言及び提言は、川の持つ様々で多様な価値、潜在的な多様な価値のポテンシャルを逆に奪い取っているとしか思えません。私は、川に対する様々な人間の期待を具現化するために、正に、京都の庭に見られるように、庭造り(造園)の哲学が川づくりに求められているのだと考えます。京都の庭には一つとして同じ庭はありません。しかし、どの庭も素晴らしいではないですか。庭は正に人間の期待を具現化したものです。庭は決して自然ではありません。しかし、限られた空間で色々な手法を取り入れて人間の期待を見事に具現化しています。川を考える時にそこに学ぶべきことは多いのではないのでしょうか。

- ⑥ 委員の先生方の言われる「河川本来の姿」とは何でしょうか。想定氾濫区域の家屋を全部移転させて、洪水時には川が暴れるのに任せ、デルタが形成されるのを見ていると云うことでしょうか。既存のダムや堰等の河川工作物を全部撤去し、川を流れのままに任せると云うことでしょうか。それで人間社会が維持できますか、人間社会の発展はありますか、そのようにすれば自然環境保全や自然生態系の保全・回復が図れるとでも云うのでしょうか。ちなみに、近年、日本全国でサケ・マスの回帰や河川上流域のアマゴやヤマメの漁獲量が増えています。これは長年にわたる稚魚放流事業の成果です。決して自然に任せた結果ではありません。人間の手を加えることにより自然の力をより多く引き出しているのです。
- ⑦ 美空ひばりの「川の流れのように」は多くの人々の共感を呼んでいます。日本の川は人間の「生業」と一体の関係にあるから人間の臭いがするのです。だから、人生を川に重ねることができるから共感するのではないのでしょうか。人間社会と切っても切れない関係にあるから共感するのではないのでしょうか。これも日本の川の文化ではないのでしょうか。川が人間社会と別次元を流れるものであればこのような歌は生まれません。
- ⑧ 例えば、道頓堀も大阪の川の文化です。自然環境の観点からは落第でしょうが、道頓堀には道頓堀の風情があります。大阪の八百八橋も川の文化です。勿論、大阪都心部でも自然生態系の保全を図ることは大事なことだと思いますし、アーバンなエリアだからこそ「自然」は求められていると考えますが、ここでの第一義は自然生態系の保全ではないはずです。
- ⑨ この提言は人間社会の足元を見ていない自然保護論に思えてなりません。そもそも淀川流域を上流から下流まで一律のものさしで見ている点に無理があるのではないのでしょうか。
- ⑩ それにしても、一体、委員の皆様の考えられる「河川本来の姿」とは何でしょうか。教えてください。

(3) 三点目は、提言の具体的な内容について、流域の様々な人々の意見を聞かずに、そしてその意見を汲み取らずに、「本来川に存するものではない」からとの理由から、将来的にはグラウンドをなくせとか、ダムは原則抑制すべきと言っているのではないかと云う点です。これが正にこの流域委員会が流域の人々の期待を掘り下げていること、無視していること、価値観の押し付けになっていることの顕著なところではないでしょうか。

- ① なぜ、グラウンドが駄目なのでしょう。「本来、川でなくてもできるものだから、川にあるべきものではないから」と云うのをその理由としているようですが、本当にそうでしょうか。都会の堤外地には野球やサッカーができるような広い空間をとれる場があまり無いから、川にその場を求めているのではないですか。我々が子どもの時のように草野球ができる空き地が至るところにあるわけではない今の都市空間で、正に河川利用に対して期待している大きな期待の一つではないのでしょうか。それに、グラウンドは今や川の利用の一形態であり、川の風情の一つにもなっていると言っても過言ではないのではないのでしょうか。
- ② 「眞さん」でも、江戸川の河川敷で草野球をやっている場面が何度となく出てくるのではないですか。「金八」先生でも河川敷で学校の生徒が運動しているのではないですか。つまり、下流域の川の利用形態の一つとして、グラウンドが優先する「場(ゾーン)」があってもいいのではないのでしょうか。そういった期待を全く無視して「グラウンドは本来川にあらざるもの」として排除するのであれば、それは自然保護論をかざした教条主義的な価値観の押し付けに過ぎないと云うことになります。
- ③ 委員の皆様が飽くまでもグラウンドは将来的に河川から排除すべきだと主張されるのであれば、その論理は、山林や丘陵を切り開いて造成した新興住宅団地に住んでいる住民は将来的にはその住宅地から引越しをして、木を植えて山林に戻すべきだと言われているのと同じではないのでしょうか。今や、淀川流域の多くの方が、山林や丘陵を切り開いた住宅地にすんで、ちょっとした買い物に行くにも3ナンバーのミニバンに一人で乗って CO2を必要以上に排出し、ダムで開発した水を飲んで、と云うような、そういった、生活を享受しているのではないですか。委員の皆様にも新興住宅地に住まわれている方がおられるのではないのでしょうか、そうだとすると、そもそも川に対して極端な自然保護論をかざすのはおかしいのではないかと云うことです。
- ④ 今や都会やその周辺に住む日本人の多くの方がそういう生活を享受しているのではないのでしょうか。昨今の経済状況は大変に厳しいものがありますが、それでも高度経済成長期に比べると生活にゆとりが出てきた、気がつけば周囲に自然がない、地球が危ない、だからこそ、自然環境保全や自然生態系の保全・回復を求める期待がより強くなっているのでしょう。だからと言って、自らが今の生活基盤を捨てるわけではないのだから、極端な自然保護論をかざして、他の期待を排除するのはおかしいと考えます。

- ⑤ また、ダムについても原則として抑制すべきものとされていますが、日本のように地形が急峻で流路延長が短く、且つ限られた季節に降雨量が多いという自然環境のもとではダムと云うのは治水上も利水上も有効な手段の一つです。事実、淀川も琵琶湖開発とダム開発があったからこそ約1100万人もの人々が流域で生活できているのではないのでしょうか。また、淀川流域では近年、極端な渇水の経験はないようですが、世界的には水が不足していると言うことも忘れてはなりません。
- ⑥ 今までの河川開発がどちらかという自然を軽視した開発の仕方をしてきたので、これからは自然生態系に配慮した河川整備を進めようと言うことであれば、その主張には賛成できますが、この提言のような自然生態系の保全・回復を全面に押し出して、他を否定するような教条主義的な提言には賛成できません。

(4) 以上、批判ばかりしてきましたが、まとめますと、

- ① 川は人間の生業と密接不可分の関係にあることから、河川整備の目的は「河川本来の姿に戻す」ことではなく、「川に対する人間の様々な期待を調整し、具現化していく」ことではないでしょうか。
- ② 確かに、自然環境保全や自然生態系の保全・回復は、現代日本において、川に求める大きな期待の一つ、それも全国的に大きな大きな期待の一つであることには間違いのないと思いますが、だからといって他の期待をないがしろにしてよいと言うものではないと考えます。また、人間社会の維持と発展のためには決してないがしろにしてはいけない期待もあります。
- ③ だからこそ、河川整備の過程においては、様々な期待の調整が必要になるはずですが。具体的には、川を上流から下流までを一律に捉えずに、「場」の分化を行い、川に対する様々な期待を具現化していく川造りが必要ではないかと考えます。私はその手法として、「造園(庭造り)の哲学」を取り入れることが有用ではないかと考えます。
- ④ 大変失礼ですが、この提言(021129 版)は、前版(021028 版)と比べ数段改善されていますが、まだまだ、自然保護論の観念的で教条主義的な価値観の押し付けの部分が多々あると云う感がしてなりません。

以 上